News Release



令和4年12月7日

輸送の安全確保に関する指導文書の発出について

旅客不定期航路事業者に対し、海上運送法第25条に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程違反が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する指導文書の発出を行いましたので、 お知らせいたします。

記

1. 対象事業者

事業者の氏名又は名称:協業組合江津湖観光

住 所:熊本県熊本市東区江津1丁目35-31

代表者の氏名:代表理事 江藤 仁美

2. 行政指導実施日

令和4年12月7日(水)

3. 行政指導の概要

再発防止策の策定、適切な安全管理体制の確立、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について組合内への周知徹底等を内容とする改善措置について令和5年1月6日(金)までに文書により報告すること(詳細は別紙参照)。

<問い合わせ先>

九州運輸局 海上安全環境部

運航労務監理官 担当:酒井(さかい)、山崎(やまさき) 電話 092-472-3181 FAX 092-472-3305



運輸と観光で九州の元気を創ります

事案発生日	事業者名	船名	発出日	法令違反等の概要	指導の内容	県	市
令和4年5月17日	協業組合江津湖観光		令和4年12月7日	発生した遊覧船事故を契機として、国 土交通省が実施した全国の旅客一 業者に対する安全対策における一 の取組の中で、協業組合江津湖観光が経営する旅客不定期航路で 、運航管理者の解任及び判明したとが判明したとが判明したとが当明したとが当明したとが当明したとが当明したと正ろ、平成17年3月16日に選任された運航管理者は、平成17年3時に選任された運航管理者は、平従事業安全統括管理者のでいたでは、事業安全統括管理者のでいたでは、また、運航の可否	令和5年1月6日までに以下の改善措置を文書により報告すること。 1. 経営トップは、法令に違反した事なの変を管理を強力を変をを変えために、関係法のの変をを全をををを変えるために、関係法のの変をを登りませる。 2. 経営トップ、安全統括管理ののでは、関係を変えをを受ける。 2. 経営トップ、安全統括管理ののでは、関係を変えををできまる。 2. 経営トップ、安全統括管理ののでは、関係を変えををできまる。 2. 経営トップ、安全統括管理ののでは、関係を変えをできまる。 2. 経営トップ、安全統括管理のでは、関係をののでは、関係をできまる。 2. 経営トップ、安全統括管理をのでは、関係ののでは、関係をできまる。 3. 運航管理者は、第10条の3第1項、安全管理規程第20条) 3. 運航管理者は、実施した。 3. 運航管理者は、実施した安全を管理規定を変える。 4. 運航で要を記録すること。(安全管理規定のでは、対象のでは、		熊本市